

府益担第4231号
平成25年3月18日

各府省特例民法法人担当局長 殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長
(公印省略)

政府系公益法人の新制度への移行に係る対応について

平素より公益法人行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

政府系公益法人の新公益法人等への移行に際しましては、「政府系公益法人の新制度への移行に係る対応について」（平成23年2月9日付け府益担第1560号）に基づき、各府省において御対応をお願いしているところですが、この度、当該通知「別紙」を本通知「別紙」のとおり修正いたしますので、今後、各府省においては、本通知「別紙」により、法人に対する支出や権限付与の内容等について公益法人又は一般法人への移行後の事後チェックを行っていただくようお願いいたします。

なお、特例民法法人の新制度への移行に係る申請期限は平成25年の11月末日までとなっております。各府省におかれましては、所管する法人のうち未申請の法人に対しては、早期の申請を積極的に慫慂していただくようよろしく申し上げます。

1 移行後に事後チェックを行っていただく対象となる法人等の範囲・定義

法人の常勤役職員に国家公務員出身者が就いている法人で、(1)直近年度に国又は独立行政法人から合計1,000万円以上の支出がある法人、又は(2)国から権限を付与されて業務を実施している法人のうち、以下の条件に該当する法人を対象とします。

- ① 国又は独立行政法人からの支出のうち、直近3年度の間継続して、同一府省・独法から支出されている同一又は類似の内容の補助金及び同一府省・独法との契約による同一又は類似の内容の支出（以下、「継続支出」という。）を受けている法人
- ② 国又は独立行政法人からの支出のうち、直近の年度において、競争性のない随意契約（少額随契を除く。）又は一者応札となっている契約（以下、「一者応札等」という。）により受注している法人
- ③ 指定法人又は登録法人として当該法人のみが指定・登録され、権限付与に係る業務を実施（以下、「業務独占」という。）している法人

※参考資料として、政府系公益法人の移行審査に係る整理表を添付しておりますのでご参照ください。

2 移行後の事後チェック

(1) 事後チェックの観点等

1で記載した条件に該当する法人について、各府省において、当該法人が新制度に移行した後、事後的にチェックを行っていただくようお願いいたします。その際、以下の観点で行っていただくようお願いいたします。

- ① 継続支出については、当該業務を当該法人に継続的に実施させることが必要性・効率性の観点から適当か、当該法人以外の法人に業務を実施させることが可能かどうか、当該法人以外の法人による業務の実施が可能だとした場合には当該業務の実施主体を競争的に決定することが可能か等
- ② 一者応札等については、契約条件が当該法人以外を排除するようなものとなっていないか、当該法人以外の参入を促進するための措置を講ずる必要はないか等
- ③ 業務独占に係る業務については、当該業務を当該法人のみが実施することが必要性・効率性の観点から適当か、当該法人以外の指定・登録を促進するための措置を講ずる必要はないか等

(2) 留意点等

- ① 継続支出や一者応札等に該当するかを判断する際、法人又は当室から各府省に照会させていただくことがありますのでご承知おきください。対象となる法人及び対象となる継続支出、一者応札等、業務独占については、原則として公益認定等委員会に諮問する前に当室からご連絡し、事後チェックの要請をさせていただきます。
- ② 事後チェックの実施体制は任意としますが、必ず当該府省、法人関係者以外の第三者が関与する仕組みをとっていただきたいと考えております。例えば入札等監視委員会や政策評価などの既存の枠組みを活用していただいても構いません。
- ③ 事後チェックの実施は、原則として移行年度又は翌年度とします。ただし、移行年度において類似のチェックが行われている場合は翌々年度も可とします。なお、チェックの実施時期において対象業務を廃止している場合又は継続支出、一者応札等、業務独占の状態が解消されている場合（他の法人に支出、一者応札の改善、他の法人が参入等）には、事後チェックは不要ですので、その状況を当室までご報告ください。
- ④ 事後チェックの結果については、実施後速やかに当室にご送付いただく（報告の様式については別途お知らせします。）とともに、ホームページに掲載する等の方法により各府省において公表していただきますようお願いいたします。

3 その他

(1) 既往の指摘・見直しの対応状況等について

平成 21、22 年度において事業仕分けの対象となった業務を実施している法人については、各府省における事業仕分けの評価結果への対応状況等の事実関係についての資料提供をお願いします。

過大な内部留保の見直し対象となる法人として、各府省において国庫納付の要請を検討中とされていたもの（平成 23 年 7 月 12 日時点）については、その対応状況等の事実関係についての資料提供をお願いします。

(2) 政府系公益法人の役員選任の透明性の確保について

政府系公益法人については、新法人制度の認定等処分時に、公益法人行政担当室から各法人に対し、役員就任について不透明な選任が行われているのではないかとといった疑念をもたれるおそれがある場合には、必要に応じ、役員を選任における透明性の確保を図るための措置（例えば、役員候補の公募の実施など）を講じていただきたい旨をお願いすることを予定しておりますのでご留意ください。